

2. 「土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」
特記仕様書【森林整備保全工事】

- 1 土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏季休暇（3日間）
- ・ 年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

- 2 週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。
- 3 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
- 5 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 6 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

発注者指定型

- 7 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
- 8 受注者は、現場条件の制約や社会的要請等により現場閉所が困難な場合は、工事契約後、工事着手前に限り、発注者との協議によって、週休2日（現場閉所）から週休2日（交替制）に変更できるものとする。
なお、週休2日（交替制）に変更した場合、週休2日交替制工事（発注者指定型）特記仕様書に基づき実施するものとする。

補正係数（別紙１）

- ・ 労務費 : 1. 0 5
- ・ 機械経費（賃料）: 1. 0 4
- ・ 共通仮設費率 : 1. 0 4
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 6

森林整備保全工事

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 05
鉄筋工（ガス圧接）		1. 04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 04
	撤去	1. 05
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 02
防護柵設置工（落石防止網）		1. 03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 01
	撤去	1. 05
道路標識設置工	設置	1. 01
	撤去・移設	1. 04
道路付属物設置工	設置	1. 02
	撤去	1. 05
法面工		1. 02
吹付砕工		1. 03
軟弱地盤処理工		1. 02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03

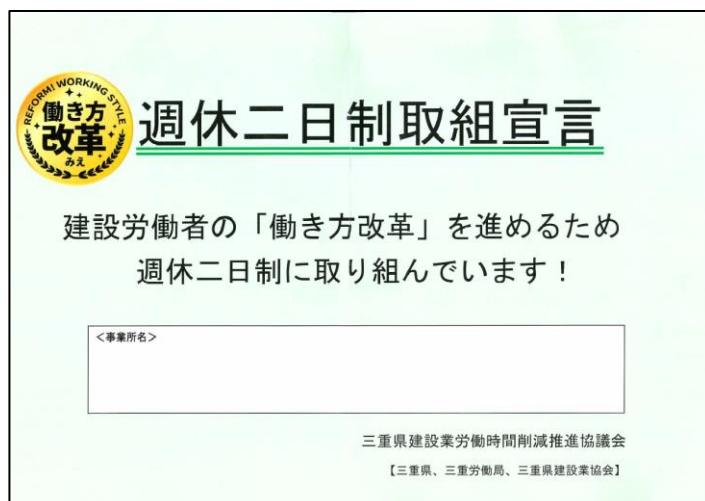
発注者指定型

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する
補正係数

名称	区分	補正係数
		４週８休以上
区画線工		1.05
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
コンクリートブロック積工		1.05
排水構造物工		1.05

- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A 3 横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・ HP からダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html

- ・ 直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。